

毛利家文庫の形成過程と文書群構造

はじめに
山崎一郎

毛利家文庫は、昭和二十七年（一九五二）一月、旧萩藩主である毛利家から山口県に寄託された。当館設立の大きなきっかけとなつた文書群であり、開館当初より一貫して最も閲覧利用が多い。当館刊行の『毛利家文庫目録』（以下『目録』と略記）第一～五分冊に収録される文書数は約二七、〇〇〇点、平成九年度（一九九七）から一部公開を開始した「遠用物」は約三、四〇〇点であり、現在の公開点数は約三〇、〇〇〇点である。このほか整理途中の文書もあり、総点数は五〇、〇〇〇点を越えると思われる。

昭和戦前期、毛利家の両公伝史料編纂所編纂員（兼記録課長）であった三坂圭治氏は、毛利家文庫が山口県へ寄託される以前、東京芝高輪の毛利邸内に保存されていた文書を、a 鎌倉時代以降の主として毛利家歴代に関係した貴重な古文書類、b 旧藩時代からの記録類、或は編纂書類、c 同絵図類、d 和本類、e 洋本類に分類している^①（a～eは山崎注）。大きく言えば毛利家文庫はこのうちb cに該当する。

ただし、毛利家文庫＝萩藩序文書というわけではない。毛利家文庫は、明治から昭和戦前期にかけて毛利家の家史

編纂事業⁽²⁾に利用され、その過程で形成された文書群であり、出所を異にするいくつかの文書群が入り交じっている。一方『目録』は、基本的に毛利家の管理状況を踏まえ主題別編成が採用されている。文書ごとに解説を付けた独特のスタイルをもつ『目録』は、検索上大変便利であるが、出所に基づいた文書群構造上の各文書の位置づけ、文書相互の関連性は見えにくいきらいがある（例えば本来同一の経緯で作成された文書が、『目録』では別々の項目に配列されるといったように）。

近世武家文書の存在構造について検討された笠谷和比古氏は、「伝存する『大名家文書』」が「その存在過程の中で、どのような変遷を遂げたものであり、結果としてどのような性格の諸文書から構成されているものであるかを分析することが、その適切な理解のためにもまずなされねばならない作業なのである」と指摘している⁽³⁾。毛利家文庫の場合、まず『目録』第一分冊「緒言」でその性格・形成過程が概略説明された。その後広田暢久氏は、毛利家文庫を理解する上で不可欠な、明治以降における毛利家の家史編纂事業の概要を明らかにし、「毛利家文庫に対する一考察」で毛利家文庫の全体像をスケッチした⁽⁴⁾。また筆者は、萩藩各役所の文書管理のあり方や、明治～昭和戦前期における萩藩文書をめぐる山口県と毛利家の動向について検討を加えている⁽⁵⁾。さらに、「山口県史」編纂に伴い、毛利家文庫に含まれる個々の文書に関する知見も広がりつつある。

一方近年では、文書群の構造把握という考え方が重視されるようになつていて⁽⁶⁾。

これらを踏まえ本稿では、改めて毛利家文庫の形成過程、それに規定された毛利家文庫の文書群構造、現在の『目録』の特徴などについてまとめてみたい。筆者自身、毛利家文庫すべての文書に精通しているわけではなく、かつ整理途中の文書もある現状では、本稿はあくまで試論に止まらざるを得ない。しかし、毛利家文庫はその巨大さと内容の

一 毛利家文庫の管理状況と目録編成

最初に毛利家文庫の管理状況と目録編成について述べる。毛利家文庫は、家史編纂所時代の文書管理方式と文書配列がほぼ踏襲され、現在『目録』第一～五分冊が刊行されている。

『目録』第一～二分冊には、「1雲上」以下、58の主題に区分された文書が収録される（表1参照）。この区分は、萩藩密用方（後述）の文書区分を参考に家史編纂所が設定したものである。「1雲上」（朝廷関係の文書）、「3公統」（毛利家の系譜等に関する文書）等、ある主題に関する文書を集めた項目が多いが、「23譜録」（萩藩が家臣に提出させた家譜）、「51罪科」（近世の裁判記録「御仕置帳」）のようにひとつずつの記録シリーズで構成される項目もある。

第四分冊には、かつて「箱物史料」と呼ばれていた幕末維新期に関する文書が収録されている。その名通り、群ごと箱に収蔵されていたことから「箱物史料」と呼ばれた。「59忠正公一代編年史」以下23の主題別に配列されている。その多くは家史編纂事業の過程で作成された筆写史料、編年史料、編纂物等の二次史料である。ただし、「68諸隊一件」中の幕末期諸隊の戦功書類や「71藩臣日記」中の日記類（「浦日記」等）のような原文書も一部含む。

第一～四分冊収録文書の多くが冊子形態であるのに対し、第五分冊に収録されるのは中世から江戸時代前期の一紙形態の文書である。享保年間、萩藩士永田灝兵衛が藩命を受け毛利家伝来の家文書を整理し「御什書」（『大日本古文

表1 毛利家文庫の管理状況と目録編成

1. 目録刊行分

目録名	区分
第1分冊	1雲上 2柳當 3公統 4忠正公 5忠愛公 6巡見事 7格式 8館邸 9諸省 10諸役 11政理 12社寺 13祭祀 14軍記 15文武 16叢書 17年表 18日帳 19日記 20部屋事 21巨室 22諸臣
第2分冊	23譜錄 24末家 25吉川事 26小早川事 27諸家 28防寇 29風説 30地誌 31小々控 32部寄 33山林 34産業 35賞罰 36賞典 37奉書 38御意控 39諸侯 40法令
第3分冊	41公儀事 42御勤事 43美目 44三賀 45規式 46吉凶 47參勤 48下向 49状控 50御普請 51罪科 52給祿 53女儀日記 54目次 55日記 56継立原書 57御什書 58絵図
第4分冊	59忠正公一代編年史 60高杉丹治編輯日記 61学習院一件記録 62官武周旋始末 63馬関戦争一件 64京師変動一件 65接幕一件 66四境戦争一件 67戊辰戦争一件 68諸隊一件 69年度別史料 70年度別書翰 71藩臣日記 72他藩人日記 73藩臣履歴 74他藩人履歴 75維新記事雑録 76速記録 77維新史料 78殉難録稿 79太政官日誌 80詩歌文章類 81写真史料
第5分冊	1朝廷 2幕府 3他家 4毛利家 5家臣 6末家 7外国 8法制 9財政 10産業 11軍事 12宗教 13褒賞 14目録 15用度

2. 目録未刊行分

文書群名	区分
遠用物	1中世 2近世前期 3近世後期 4近代 (1, 2, 4は仮目録を閲覧室に配架／3は公開準備中)
近代物	_____

家分け第八「毛利家文書」に収録)としてまとめたが、それらにつらなる性格の文書が多く含まれる。「遠用物」と本来一連の文書もある。「目録」では、当館が設定した「1朝廷」以下15の主題に従って文書が配列されている。

このほか現在整理中のものに遠用物・近代物という二つの文書群がある。「袋入文書」とも呼ばれていたもので、一紙形態の文書を中心とする。遠用物・近代物は、昭和五〇七年(一九三〇～三一)、両公伝編纂所所員時山弥八が整理し、おおむね文政期以前の文書を遠用物、それ以降の文書を近代物に区分したとい²⁵。両文書群の性格は現時点では完全に把握できていないが、次章以下に述べる毛利家文庫の形成過程を踏まえるならば、おそらく萩藩庁文書(当職所、郡奉行所などの役所で作成・保存された実務に関わる一紙文書、密用方作成の筆写文書など)、毛利家の文書、他家(旧家臣)からの受贈、購入文書が混在する文書群と推測される。

なお、当館初期のガイドブック『山口県文書館概要』(一九六一年)では、毛利家文庫を「1雲上類」～「58絵図類」、「箱物」「袋物」「葛籠物」に分類している。これは、毛利家から寄託された際の毛利家文庫の物理的な区分を表し、おおむね「1雲上類」～「58絵図類」が「目録」第一～三分冊収録文書、「箱物」が第四分冊収録文書、「葛籠物」が第五分冊収録文書、「袋物」が遠用物・近代物に該当すると思われる。

二 毛利家文庫の形成過程

(1) 前史としての萩藩密用方

本章では毛利家文庫の形成過程を跡づける。その前提として、まず萩藩の密用方に触れたい。毛利家文庫には密用方が作成・保存した文書が数多く含まれるからである。

密用方は当役に属した役所で、「廉アル典古或ハ儀式又ハ侯家ノ系図譜錄等ノ取調ヲ司ル」（『もりのしげり』）とされる。設置時期には諸説があつたが、近年小川國治氏が指摘したように安永三年（一七七四）とするのが妥当である。⁽⁸⁾ この時の頭人は中山又八郎であつた。彼は宝暦十三年（一七六三）三月新設の江戸御国大記録方に勤め、同役廃止後も明和譜錄のとりまとめや藩祖の言葉を類従した「御教戒」編纂のための史料収集に従事した。密用方設置以後も様々な記録編纂を担当し、七代藩主重就の功績を称える「御国政再興記」編纂にも関わっている。⁽⁹⁾

密用方業務の全容解明は他日を期したいが、家史編纂や藩主の命を受けた記録編纂に止まらず、藩から幕府へ提出する記録の作成などにも従事したようであり、また藩祖法要に関し参列者の由緒調査等も重要業務であった。⁽¹⁰⁾ 文政六年（一八二三）以降は、「三代実録」編纂（元就・隆元・輝元の事蹟編纂、のち秀就も含む）が業務の中心となる。「三代実録」編纂は幕末期に一旦中止となるが、元治元年（一八六四）、密用方より願い出、継続が認められている。⁽¹¹⁾

ところで、「目録」「緒言」では密用方を「文書管理の職司」とし、「藩府諸役局の文書記録は、保存段階のものが密用方に引き渡されたようである」と説明する。ここからは密用方にによる集中的な文書管理のあり方がイメージされるが、実証的にはそのような事実は確認できない。例えば国元の民政・財政を主管した当職所の場合、享保期以降、継続的な文書整理を実施し、明和期以降には文書管理を担当する当職所記録方を設置した。また郡奉行所の場合も、文化期に大規模な文書整理を行い、幕末期にも文書整理を計画している。通達類をまとめた「諸御書付」編纂も継続的に実施した。萩藩では各役所で個別に文書管理を行うのが基本であり（ただし国元役所の場合、当職所への申請、同役所の承認が必要）、密用方による集中的な文書管理のあり方は存在しない。⁽¹²⁾

密用方がその活動の必要性から、他役所より文書を借り出していたことは事実である。しかし、それは役所間での

文書貸借に過ぎず、文書は元の役所に返却するのが原則であった。別稿で触れたが、密用方の前史をなす江戸御国大記録方新設時、国元、江戸すべての役所から同役所へ所蔵文書目録が提出された。⁽¹³⁾ この目録は密用方に引き継がれ、密用方が諸役所から文書を借り出す際に活用された。これらの事実から、密用方による文書管理という認識が生じたと推測されるが、これは訂正されるべきである。

ただし密用方が、通常容易に閲覧できない諸役所の文書を借り出し、書き写す行為を特例的に行い得たことは事実である。密用方が文書管理の役割を担つたとする理解は訂正すべきだが、その業務を通じ、結果として密用方に藩庁内の各役所、江戸方、国元双方を横断する様々な情報が集積され、所蔵文書が増加していく点は注目すべきである。密用方が作成・保存した文書は、「秘府御書物部類目録」（54目次2）、「秘府明細目次」（同6）、「秘府明細目次統編」（同7）、などで全容を知り得る。

（2）明治期以降の家史編纂事業と毛利家文庫の形成

毛利家は、廢藩置県後も「三代実録」をはじめとする藩政時代以来の家史編纂事業を継続する。明治六年（一八七三）には萩・山口に分かれていた編輯座（明治十二年編輯所に改称）を一体化させ山口に置いた。⁽¹⁴⁾ これに伴い、編纂史料となる文書類も山口へ集中されたと考えられる。

萩藩庁文書の中には県庁に引き継がれ県業務に使用されたものも多かつた。例えば、萩藩絵図方が作成・管理した「地下上申絵図」（防長両国村別の彩色絵図）は、明治十二年（一八七九）時点、租税課地理掛の業務に「日々当掛ニテ日常入用有之」という状況であった。⁽¹⁵⁾ 推測になるが、民政を担当した郡奉行所の文書、寺社を統括した寺社所の文書、その他各役所が作成した絵図類等は、県庁業務で利用されるケースが多かつたのではなかろうか。

また明治前期の県は、国郡誌編纂掛、旧記掛等を置いて歴史・地誌編纂事業も行つており、それら事業での萩藩厅文書の利用度も高かつた。密用方文書の中には明治六年時点で国郡誌編纂掛へ貸し出されたものもある⁽¹⁶⁾。萩藩厅文書は、明治前期、毛利家・県双方で必要とされ、両者間で文書の貸借が行われるなどその区分は未確定であつた。

こうした中、明治十三年、県と毛利家との間で「旧藩中諸記録取調并引分」と呼ばれる萩藩厅文書の選別が実施された。これにより、毛利家・県に必要な文書が区分けされ、両者で必要な文書については写しが作成された⁽¹⁷⁾。

明治十六年（一八八三）、編輯所は東京の毛利邸に移転されることとなり、大量の文書が翌年にかけ同所に運び入れられた。明治二十一年（一八八八）、毛利家の編纂事業は飛躍的に内容を拡大する。同三十一年（一八九八）からは末松謙澄を編輯所総裁として『防長回天史』の編纂が開始され、同三十三年には『防長回天史』（『未定稿防長回天史』）が刊行、明治四十九年には『毛利十一代史』、大正五年には『もりのしげり』が刊行される。さらに大正三年（一九一四）からは三卿伝編纂事業（毛利元就・吉川元春・小早川隆景の伝記編纂）、同十一年からは両公伝編纂事業（毛利敬親・元徳の編年史料および伝記編纂）が開始された（両公伝編纂所は昭和二十二年閉鎖）。

明治十三年の「旧藩中諸記録取調并引分」後、毛利家が管理する文書は、主には、毛利家の家文書、県との間で区分され毛利家へ引き継がれた萩藩厅文書、家史編纂事業で作成された文書であつたと考えられる。その文書群を現在の毛利家文庫と比べると萩藩厅文書はまだ少なかつたはずで、具体的に言えば、現在毛利家文庫を構成する「分限帳」「御仕置帳」「譜録」等の大量のシリーズものはいまだ県庁で保存されていた。この時点では毛利家が所蔵する萩藩厅文書の中核は、密用方文書であつたと考えられる。例えば、明治二十六年（一八九三）四月、毛利家編輯所は毛利家令

扶へ宛て、密用方文書を納める「書籍入箱」の新調を次のように願い出ている⁽¹⁸⁾。

旧藩中元御密用方諸御控物ハ別而大切成書籍ニ御座候間、箱入之部多く御座候処、於県下在来之頃々何れも入箱損二付、皮籠入ニ相成居候儘、先年爰元御取寄せニ相成申候、其後ハ記録棚え部分ニノ取出有之候得共、数百之書類差出ニ相成居候而者、第一保存方も不宜、且時々掃除等之節混雜も不少候間、何卒書籍入箱別紙図面之通り

拾式個新規仕調被仰付度（傍点山崎）

編輯所が管理する密用方の文書は、以前は箱に納められていたものが多かつたが、箱の傷みが進んだことから皮籠に入れて保存するようになり、山口県から東京への文書移送の際にもそのままであつた。編纂所では皮籠に入れだまま記録棚に分類し配架していたが、文書の出納や掃除の時に不都合があるので、「書籍入箱」を新調してもらいたい、という。こうした史料からは、明治前半の編輯所では旧密用方文書が編纂用史料の中心にあつたことが窺われる。

一方、「旧藩中諸記録取調并引分」後に県庁で保存された萩藩厅文書のうち、年月を経て行政的な利用価値が減じたものは一部が山口県立山口図書館へ移管された。その回数は主要なもので三度に及ぶ。明治四十年（一九〇七）には、「閥閱録」一〇六冊、「防長風土注進案」三九五冊などが移管され、昭和五年（一九三〇）には県庁旧記庫で保存されていた六、一二三冊が図書館へ移管された。背景には、昭和四年の防長史談会設立を契機に、図書館が郷土資料拡充を目指し県へ萩藩厅文書の移管を求める動きがあつた。さらに昭和十二年（一九三七）に県史編纂事業がスタートし編纂所が山口図書館郷土志料室に置かれると、編纂史料の名目で「宰判本控」（萩藩郡奉行所文書の一部、現一三四冊）などが県文書課から県史編纂所に貸与された。これらは現在の「県庁伝來旧藩記録」を構成している。

その一方で、県から毛利家への萩藩厅文書の譲渡、貸出も行われた。その回数は、主要なもので、明治二十七年（一

八九四)、三十三年、三十五年、大正六年(一九一七)、同十二年、昭和一年(一九二七)の六回に及ぶ。明治三十三年には「御仕置帳」「分限帳」、同三十五年には「譜録」など、シリトズをなす大量の冊子類が譲渡されている。また、大正一二年には一、〇一二点の文書が譲渡された。この譲渡前、県庁各課に対し、萩藩庁文書のうち毛利家へ譲渡してよいものと引き続き県で保存すべきものとを選別するよう指示された。⁽²⁰⁾こうした経緯を経て、毛利家で保存される萩藩庁文書は、それまでの密用方文書を中心とするものから、次第にその他の役所文書が増えていくことになる。

また、旧家臣家から毛利家へ寄贈され、あるいは毛利家が購入する文書もあった。例えば「71藩臣日記」に配列される「浦日記」は、幕末期に活躍した萩藩士浦馴負が記した六一冊に及ぶ日記であり、本来的には浦家の伝来文書である。上田純子氏によれば、「浦日記」は編纂事業のため毛利家が浦家から収集し、明治三十五年には浦家に対し毛利家から下賜金が下されたという。⁽²¹⁾「毛利家文書」にも、通称「激動期文書群」と呼ばれる幕末維新期の家文書が含まれているが、広田氏はこれらを、明治二十二～二十四年頃、毛利家編輯所の史料収集によるものと推測している。⁽²²⁾

毛利家の家史編纂事業は、こうした文書群を史料として用い、さらに他家の文書調査なども行いながら遂行されていき、それに伴つて筆写史料や各種の編纂記録が生み出されていった。

毛利家文庫形成過程において、明治十三年の「旧藩中諸記録取調并引分」は大きな出来事であった。その時点での毛利家文庫は、主に密用方文書を中心とし現在より小規模な文書群であつたはずである。その後の数度にわたる県からの萩藩庁文書譲渡、旧家臣からの文書の受贈、購入、編纂事業に伴う史料、編纂物の作成などを通じ、文書群は徐々に規模を拡大していく。現在目にする毛利家文庫はある時点で一挙に形成されたものではなく、家史編纂事業に伴い次第に巨大化していく文書群なのである。

二 毛利家文庫の文書群構造

次に毛利家文庫の文書群構造を考えたい。

毛利家文庫は明治～昭和戦前期における毛利家の家史編纂所の活動に伴い形成された。この点に着目すれば、毛利家文庫は、家史編纂所という組織に付属する文書、毛利家家史編纂所文書と捉え得る(家史編纂所が毛利家の一組織であることを認識しつつ、作業仮説的にそのように理解する)。その上で各文書の出所に着目するならば、毛利家文庫は、家史編纂所がその事業過程で自ら生み出した文書のグループAと、編纂事業のために集められた文書のグループBに区分できる。後者は、編纂史料として家史編纂所に収集された原文書という言い方もでき、本来の出所(とりあえず原出所と呼ぶ)が家史編纂所とは異なる文書である。原出所を基準にすれば、①江戸時代の萩藩庁文書、②江戸時代以降の毛利家の家文書、③明治初年の山口県庁文書、④諸家文書(寄贈・購入文書)に区分できる。

(1) 家史編纂所が自ら生み出した文書A

家史編纂所が自ら生み出した文書Aはさらに二つに分けられる。ひとつは「編輯座諸控」(9諸省403)、「達令往復状其他詰事控」(同424)、「編輯所定規細則」(同429)、「編纂掛日誌」(19日記56)など、家史編纂所の事務的業務に關わって作成された庶務関係文書である(A1)。もう一つ

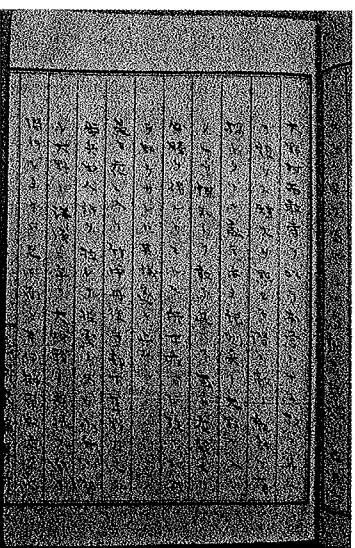


写真1 「毛利家編輯所」 署紙

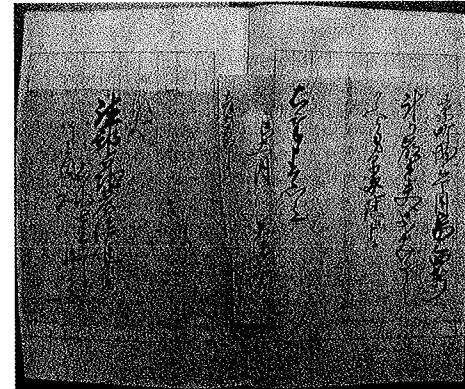


写真2 原文書に記された毛利家文庫の文書群

は、編纂活動に伴つて作成された史料類、すなわち原文書の筆写史料、編年史料、事業の成果品としての編纂物などである。その多くが編纂所の野紙に記されている（「毛利家職」「毛利家編輯所」の名が印刷された野紙等。写真1参照）。かつて「箱物史料」と呼ばれて別置され、「目録」第四分冊に収録される維新関係の文書群は、一部の原文書を貼り付けた形態の文書がある。これは現在の遠用物・近代物に含まれるべき萩藩庁文書を、編纂作業の必要から野紙に貼り付けて利用したものである（書き写す手間を省いたのであろう。写真2）。また「32部寄」に配列される「諸記録綴込」（通称「部寄」）は、萩藩庁文書のうち、嘉永六年（明治四年）（一八五三）七二）までの様々な種類の簿冊（「当職所日記」など多くは各役所で継続的に作成していたシリーズもの）を毛利家編纂所がすべて解体し、編纂の便に供するため、それを編年順に並び替え編綴したものである（全四二七冊²³）。これらは本来萩藩庁文書である。しかし、すでに藩政期の原型を止めておらず、毛利家で新たに編綴されている点を重視すれば、これも編纂文書の一部と捉えることも可能である。

特殊なものとして、編纂所の反古紙を表紙に使い、編纂所野紙に藩政期の原文書を貼り付けた形態の文書がある。これは現在の遠用物・近代物に含まれるべき萩藩庁文書を、編纂作業の必要から野紙に貼り付けて利用したものである（書き写す手間を省いたのであろう。写真2）。また「32部寄」に配列される「諸記録綴込」（通称「部寄」）は、萩藩庁文書のうち、嘉永六年（明治四年）（一八五三）七二）までの様々な種類の簿冊（「当職所日記」など多くは各役所で継続的に作成していたシリーズもの）を毛利家編纂所がすべて解体し、編纂の便に供するため、それを編年順に並び替え編綴したものである（全四二七冊²³）。これらは本来萩藩庁文書である。しかし、すでに藩政期の原型を止めておらず、毛利家で新たに編綴されている点を重視すれば、これも編纂文書の一部と捉えることも可能である。

(2) 編纂事業のために集められた文書B

このグループは、家史編纂所が編纂業務を行う上で「史料」として用いた原文書であり、編纂のために収集された文書と位置づけられる。出所の観点からすれば、家史編纂所自らが生み出したものではない文書、原出所が家史編纂所とは異なる文書である。以下、4つのグループが見いだせる。

B1 萩藩庁文書

萩藩の各役所が業務の過程で作成、保存してきた文書である。量的には毛利家文庫の大半を占める。例えば、当職所の文書には、主なものに「当職所日記」（19日記22）、「御書付控」（40法令160）、「御用状控」（49法令22～35）等のシリーズがある。また、当職と並ぶ重職当役に附属する御用所文書には、「小々控」（31小々控）、「公儀事諸控」（41公儀事）、「御意口上控」（32御意控）などがある。²⁴その他、郡奉行所、遠近方などの役所名が表紙に明記されたものも多い。

特に大きなまとまりをもつものが密用方文書である。

前述のように、密用方文書の全体像は、「秘府明細目次」等で知り得る。すべてを確認したわけではないが、白

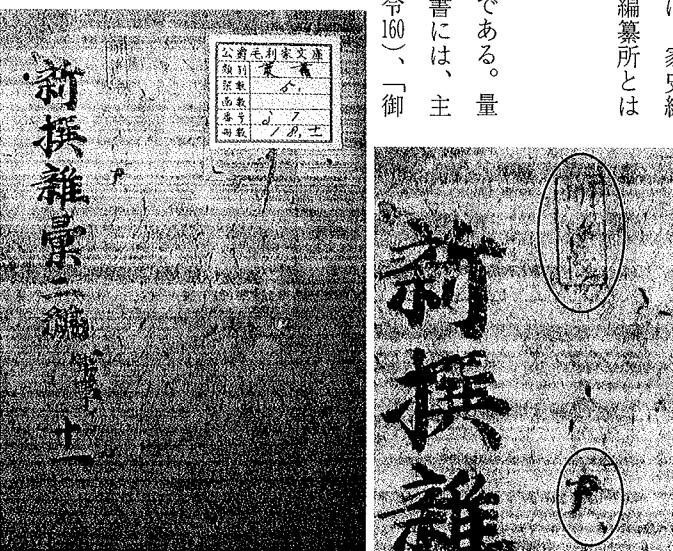


写真3 密用方文書表紙(左)と拡大図(右)「ず」「明治改」の印

つぽい縞模様の表紙に「ず」「明治改」の印があるものは、前記目録に名が見え、密用方文書である可能性が高い（写真3）。表紙に「密用方」「密局」と記されたものもある。

広田氏は、毛利家文庫は他の大名家文書と比べると原本文書が少なく写本史料が多いとし、それらの大半は密用方が作成したものと説明する。⁽²⁵⁾原本文書が少ないという意味が、各役所が業務で取り組み、密用方文書が少ないとということであれば、確かに現在公開分についてはそういうえる（それらは遠用物・近代物を構成していると思われる）。ただし写本が多いといつても、例えば当職所の「御用状控」シリーズは、当職所自身が後の業務のために自ら收受した書類を書き写し作成した記録である。役所が、ある一件の終了後、関係文書を類従して一件記録を作成した例や、通達類を書き留めた記録（郡奉行所の「諸御書付」、遠近方の「諸触控」等）は数多い。これらは元の一紙文書を書き写したという意味では写本であるが、役所の業務に必要とされた記録であり原本文書と言つて差し支えない。

密用方が諸役所から借り出し書き写した文書、密用方が編纂した記録は確かに多い。例えば、江戸時代前期の公儀人の日記として著名な「福間彦右衛門日記」は、日記原本ではなく密用方の筆写本が伝来する。⁽²⁶⁾また、藩士の禄高を記す「分限帳」は藩政期には遠近方が管理しており、現在「52給禄」に配列されているものは、実際に遠近方で使用され書き継がれたものが大部分である。ただし、近世前期のものは密用方の写本が伝存する。

毛利家文庫に密用方作成文書が多く含まれることは間違いないが、毛利家文庫に含まれる藩政期文書のほとんどが密用方作成のものと理解することは的確ではない（「写本」＝密用方作成文書ではない）。筆者の認識では、密用方に外の役所文書も決して少なくないと考えるが、重視したいのは、毛利家文庫に占める密用方文書の多少ではなく、密用方文書も萩藩府文書の一部分、萩藩府文書を構成する役所文書の一つという点である。この認識が毛利家文庫を構成する萩藩府文書の性格を理解する上で重要なポイントになる。理論的には、毛利家文庫から萩藩府文書を取り出し、それをさらに各役所毎に区分して、藩府文書としての文書群構造を再現することも可能と考える。

B2 毛利家の家文書（含、家政関係文書）

「はじめに」で触れた三坂氏の区分のうち、「鎌倉時代以降の主として毛利家歴代に関係した貴重な古文書類」に当たるのが毛利博物館所蔵の毛利家文書である。萩藩士永田瀬兵衛が「御什書」としてまとめた毛利家伝来の文書もこれに含まれる。ところが、『目録』第五分冊収録文書（編纂所時代の「葛籠物」）や「遠用物・中世」（同「袋物」）の文書中に、「御什書」同様、毛利家の家文書としての性格をもつものが含まれることが指摘されている。⁽²⁷⁾また、「3公統」にある毛利家の系譜・由緒に関する多くの文書も、毛利家家伝の文書として毛利家文書に含まれていたとしても違和感はない。

旧大名家文書を「藩侯の文書」（旧藩主家の家文書）と「藩府文書」に区分するならば、大雑把には、毛利家文書

が前者、毛利家文庫は後者を中心とすると言うことは間違いではないだろう。ただし厳密には両者の区分はそう明快ではなく、毛利家文庫の中に毛利家の家文書と位置づけうる文書、現在の毛利家文書に近い性格の文書がある。その理由は個別的であったと思われ明確にはし難い。

ただし、次のような例が指摘できる。藩政期、萩城の御宝蔵には毛利家家伝の什書・什物類をはじめ、毛利家・藩にとつての重要な文書が保存され、当職附属の御宝蔵方が管理していた。ところが、編纂事業に利用するため、御宝蔵文書が密用方へ貸し出される場合があつた。貸出時には貸出簿（「通ひ帳」）が作成されたものの、長い間貸し出しあつたままになつた文書の中には、次第に密用方の文書と誤認されるケースもあつたようである。そのため、御宝蔵方と

密用方との間で文書の貸出状況の再確認が度々実施されている（享和～天保期⁽³⁰⁾）。こうした事例を踏まえると、本来御宝蔵で保存管理され、毛利家の家伝文書として扱われるべき文書の一部が、密用方に貸し出されたたま密用方の文書と誤認されて明治を迎える。そのまま毛利家文庫を構成したというケースは十分考えられる。

このほか、「9諸省」には近代毛利家の家政関係の文書（家政局、毛利用達所の文書）が多く含まれ、「19日記」には家政に関わる日記もある。また、「36賞典」などには明治期の賞典禄関係の文書、整武隊訴訟事件に関する文書があるが、これも毛利家の家文書、家政関係の文書に含めることができることができるだろ⁽³¹⁾う。

B3 山口県庁文書

当館では明治～昭和戦前期の山口県庁文書を所蔵しており、そのほとんどが国の重要文化財「山口県行政文書」（一三、五四九点）に指定されている。毛利家文庫の中には、これに連なる明治期山口県庁の課・掛・出張所で作成・利用された文書が含まれている。「9諸省」に多く見られ、最もまとまったものが「山口県庁記録」（No.57・55点）である。これは明治初年の県庶務課（庶務掛）、土木掛、県出張所などの文書が含まれる（写真4）。そのほか「9諸省」には地



写真4 毛利家文庫に含まれる県庁文書の例
左の文書下部の付箋は、県庁書庫で添付された管理ラベル
「文書館ニュース」No.42（2008年）参照

誌掛、旧記掛の文書などもある。これらは県と毛利家との間での萩藩府文書譲渡に伴い毛利家へ伝来したと推測される。なお「山口県庁記録」については、当館刊行『山口県文書館蔵行政文書目録—1900年代以前完結簿冊文書』に「毛利家文庫『諸省』山口県庁記録目録」として詳細が掲載されている。

B4 諸家文書（寄贈・購入文書）

毛利家文庫には、前述「浦日記」のように個人の家文書が含まれる。「浦日記」以外にも、「遠用物」の「中世」には「宮家文書などの家文書がまとまって伝来していることが指摘されている。⁽³²⁾これらの多くは、明治期以降の家史編纂事業に伴い、旧家臣家から寄贈され、あるいは毛利家が購入した文書であるとみられる。この他、「須佐益田家臣股賀又助御奏者改事記録」（71藩臣日記60）は、本来、永代家老益田家臣侯賀家の家文書であるが、納箱の付札から、毛利家が古書店より購入したものであることがわかる。

毛利家への文書寄贈は藩政期でも確認できる。一八世紀後半期、当職所をはじめ諸役所の文書整理や記録作成に携わり、江戸御国大記録方としても活躍した人物に柿並市右衛門がいる。彼が収集した文書（「彼是書集置候書籍」）は、安永五年（一七七六）十月、息子多一郎から一括して藩へ寄贈されている（「密局日乗廉書」）。毛利家文庫中「柿並藏書」印が押された文書があるが、それらがこれに該当するであろう。同様に、閲覧録編纂に携わった永田瀬兵衛の「永田家蔵」印のあるものも散見されるが、この伝来経緯も「柿並藏書」と同じような面があつたのではないか。⁽³³⁾これら文書は、藩政期には密用方の管理するところとなり、その後毛利家文庫として伝來したと推測される。

（3）毛利家文庫の文書群構造と『目録』編成

以上の検討を踏まえ、毛利家文庫の文書群構造を考える。

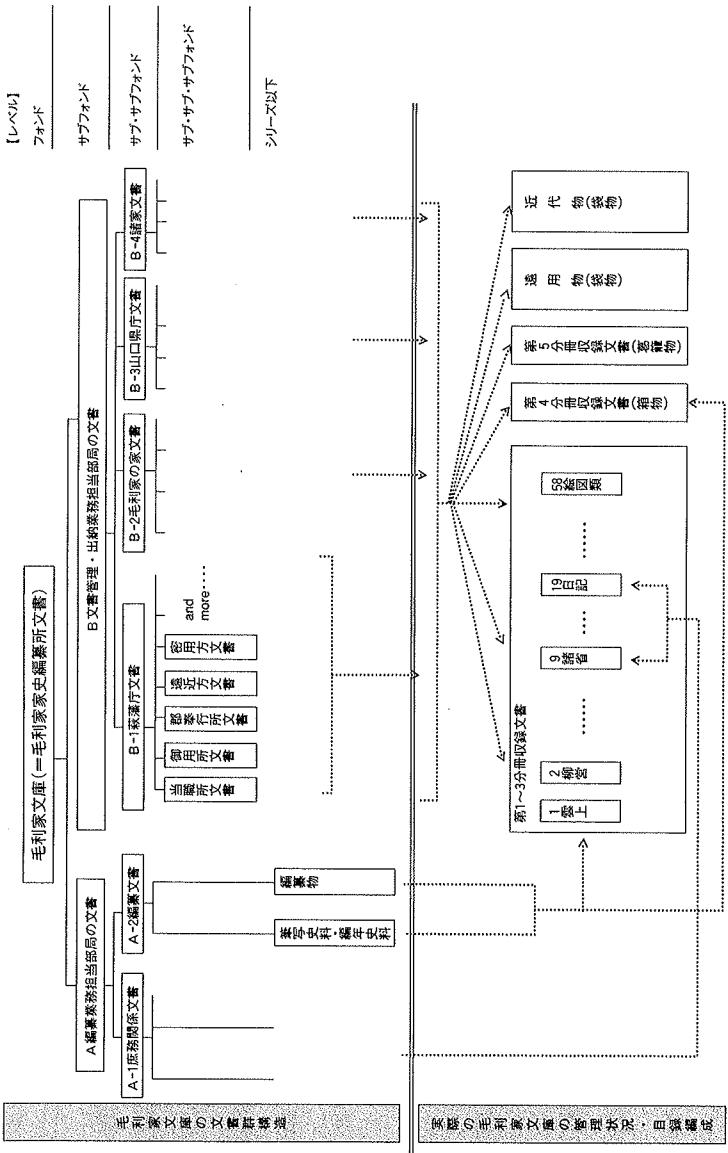
広田氏の研究を参考にすると、毛利家の家史編纂所には、時期により名称や役割に違いがあるが、編纂業務を主とする担当者、課、掛のほか、文書の管理・出納を主とする担当者、課、掛があったようである（編纂員と司籍員、編輯座と文庫掛、両公伝編纂所と記録課）。人事問題等もあり単純ではないが、作業認識上、編纂所内に編纂業務を主とする部局（担当者）と文書の管理・出納業務を主とする部局（担当者）を想定することは間違いではないだろう。この点をベースにすれば、文書Aは編纂業務担当部局が主管した文書、文書Bは文書管理・出納業務部局が主管した文書と捉え得る。文書A・Bは、編纂所内の組織（業務内容）に対応する文書グループと理解できるのである。

とするならば、毛利家家史編纂所文書としての毛利家文庫の文書群構造は、図1（上）のように描くことができる。これは、毛利家文庫を構成する各文書の原出所を重視した上で、各文書が家史編纂所という組織の中でどのような機能、役割を果たし、文書群全体の中でどう位置付けられるのかという視点から描いた文書群構造である。

しかしながら、家史編纂所での現実の文書管理の秩序とそれに基づいた現在の「目録」編成へ図1（下）へは、これらとは異なる。大きく異なる点として、第一に、文書B部分が、原出所に基づいた区分ではなく「1雲上」以下の主題別に区分されたこと、第二に、編纂所が生みした二次史料、編纂物（A2部分）が文書B＝原文書と一括され、B文書の主題分類に基づいて区分・管理がされたこと、第三に、A1庶務関係文書がB部分の一主題である「9諸省」や「19日記」に入り込むなど、家文書（家政関係文書）も各主題別に分類されていること、などがある。

いのうに、家史編纂所における実際の文書管理秩序（それに基づく現在の管理体制、「目録」編成）と、文書の出所を基準とする理論的な文書群構造との間にはズレがある。原因のひとつには、家史編纂所にとつて、原文書も編纂所作成の筆写史料も編纂用史料としては同列であり、実際の管理上、区分されなかつたことがあげられる。

図1 毛利家文庫の文書群構造(上)と実際の管理状況・目録編成(下)の比較



このズレの存在が、毛利家文庫の全体像、さらには各文書の毛利家文庫の中での位置づけ、原出所に基づいた文書相互の関連性を見えにくくしている面がある。例を挙げれば、「9諸省」には、萩藩庁文書、山口県庁文書、毛利家の家文書（家政関係）、家史編纂所の庶務文書・編纂文書が混在しており、「目録」を通覧しなければ「9諸省」にどのような性格の文書があるのかは分かりづらい。また、仮に萩藩の郡奉行所文書全体を見ようとしても、検地や貢租業務に関するものは「11政理」に、法令関係は「40法令」に配列されるなど、これも目録を縦覧せざるを得ない。

もつとも、「目録」は文書ごとに解説を付けるという独特のスタイル（シリーズ、アイテムごとの目録記述）を有しており、そのことが右のズレを埋める役割を果たしてきた。現在では「目録」の内容が当館HPのDBで検索可能であるので、ズレによる不便さはより緩和されているともいえる。しかしながら、図1のような毛利家文庫の文書群構造に基づいた目録編成、目録記述をどのように行うかは、将来的に、ひとつ課題となると考える。

四 毛利家文庫に隣接する文書群

前章で毛利家文庫の文書群構造を検討した。原出所という視点で括れば、毛利家文庫には、狭義の家史編纂所文書（庶務関係文書と編纂文書）、および4つの文書グループ（萩藩庁文書、毛利家の家文書、山口県庁文書、諸家文書）があるともいえる。毛利家文庫の外縁にはそれらと関連深い文書群が存在する。以下概略を説明する。

(1) 県庁伝来旧藩記録

当館が所蔵する県庁伝来旧藩記録は、旧萩藩庁文書を中心とする文書群であり、明治から昭和戦前期、山口県庁で

保存・利用され、のち山口県立山口図書館に移管された。点数は七、一九八点で、「閥閱録」、「地下上申絵図」、「宰判本控」など現在でも利用頻度の極めて高い文書が多く含まれる。

本文書群は萩藩庁文書が大部分を占める。文書を作成・利用した役所は多岐にわたるが、文書の表紙には郡奉行所や寺社所などの役所名が比較的多く確認できる。萩藩庁文書以外には、明治前期に県庁の旧記掛が作成した文書（「徳山毛利氏記録類纂」「豊浦藩旧記」「清末藩旧記」等）、同じく明治前期の県庁公債掛、出納課など各課・掛で作成・利用されたものがある。また、毛利家文庫に原本のある文書の写本も含まれている。

萩藩庁文書は、明治以降、県庁（のち山口図書館）と毛利家に分かれて伝來し、毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録という二つの文書群の中核をなし、現在当館で再び巡り会って保存されるに至っている。

(2) 毛利家文書

毛利博物館所蔵「毛利家文書」の全容は、『山口県歴史資料調査報告書第二輯I 毛利家歴史資料目録—古文書・典籍編』で知ることが出来る。前述のように、毛利家文書にも家臣から寄贈、購入された諸家文書が存在する。

なお、近代以降の家政関係の文書（帳簿類）は、高崎経済大学付属図書館に「毛利家文書」として伝来している。

(3) 三卿伝史料・両公伝史料

家史編纂所で、大正三年（一九一四）から三卿伝編纂事業、同十一年から両公伝編纂事業が開始されたことは前述のとおりである。当館が所蔵する三卿伝史料・両公伝史料は、これらの編纂事業の過程で生み出された文書群である。原文書は含まないが、毛利家文庫をはじめとする原文書からの筆写史料、編年史料、伝記原稿などで構成される。明治期以降の編纂事業に伴い作成された文書という点で、三卿伝史料・両公伝史料は「目録」第四分冊収録文書（原文

書を除く）と共に通する性格をもつ。本来、図1（上）のA2部分を構成する文書の一つともいえる。

（4）重要文化財「山口県行政文書」

当館が所蔵する明治～昭和戦前期の県の行政文書であり、平成十七年六月に国の重要文化財に指定された。毛利家文庫「9諸省」に含まれる明治前期の県庁文書は、本来この文書群と一体をなす。

（5）諸家文書

当館には、江戸時代、萩藩士として活動した家から寄贈・寄託された文書が六〇以上ある。右田毛利家文書など毛利家一門以下、寄組、大組、無給通など様々な家の文書がある。その中には、藩の役職を務めていた関係から、萩藩庁文書を補う内容の文書が残っているケースがある（例えば役中日記や役務に関わるマニュアル等）。

当館所蔵ではないが、永代家老の家文書、福原家文書³⁴⁾、益田家文書³⁵⁾も重要である。別稿で触れたが、当職所文書の一部分は当職間で引き継がれていたが、その過程で本来藩庁に残るべき当職所文書の一部が当職経験者の家に残るケースがあつた。³⁶⁾当職をはじめ藩重職を務めた福原家や益田家に、本来であれば藩庁に残されるべき文書の一部が各家文書として伝来している蓋然性はきわめて高い。

おわりに

本稿では、毛利家文庫の形成過程を踏まえた上で、毛利家文庫を毛利家家史編纂所文書として捉え、その文書群構造を考えてみた。編纂所の組織のあり方と文書の原出所を考慮すると、文書群は、家史編纂事業に伴つて生み出され

た文書Ⅱ編纂業務担当部局の文書（狭義の家史編纂所文書）と事業のために収集された文書Ⅱ文書管理出納部局の文書に大きく区分することができる。前者は庶務関係文書と編纂文書で構成される。家史編纂所という組織にとつてみれば、編纂文書の部分、特に完成品としての様々な編纂物（Ⅱ家史）こそが最も重要な文書であったはずである。一方後者は、その原出所に基づき、萩藩庁文書、毛利利家の家文書、山口県庁文書、諸家文書に区分される。現在、利用度の大きいのはこの部分の文書である。

毛利家文庫は萩藩庁文書を大量に含む文書群であり、筆者自身、来館者にその点を強調して説明する場合もある。ただしその点だけを強調すると、多様な出所の文書を含んだ毛利家文庫全体の性格が十分に捉えられない。本稿で試みたように、毛利家文庫Ⅱ毛利家家史編纂所文書と理解した上で、編纂所内に編纂業務担当部局と文書管理出納業務担当部局を想定し、その枠組みの中に文書を位置づける方法はあくまで理論上ものである。しかし、毛利家文庫という文書群全体の性格を理解する上で、そのような視点を導入することは一定の有効性をもち、毛利家文庫個々の文書の性格、経歴、存在理由をより明確に認識できる方法のひとつと考える。

先に、このような文書群構造を元にした目録編成を目指すことを課題としたが、実際には、その作業量は膨大なものとなることは容易に想像がつく。『目録』をベースにしながら、狭義の家史編纂所文書中を構成する庶務関係の文書および編纂文書、萩藩庁文書を構成する各役所文書、毛利家の家文書、山口県庁文書、諸家文書などの小さなグループごとに、少しづつ再現を試みていくことが現実的であろう。

註

- (1) 「毛利家寄託の旧記について」(ガリ刷資料・当館所蔵)。なお近年、小山良昌氏「公爵毛利家時代の写真群」(山口県地方史研究)一〇一号(二〇〇九年)で、毛利家文庫が納められていた書庫の写真が紹介された。
- (2) 家史編纂事業を主管した組織名は時期によって異なる。広田暢久氏の研究(後掲註4)によれば、明治十二年、それまでの編輯座が改組されて編輯所が設置され、明治四十四年六月に編輯所と記録整理掛が統合して記録科となり、大正九年九月に記録科が記録課と改称される。本稿では編輯座・記録課を総称して「毛利家家史編纂所」という名称を用いた。
- (3) 「近世武家文書の研究」(法政大学出版会 一九九八年)、第四章「近世武家文書の存在構造」。
- (4) 「毛利家編纂事業史」(其の二)～(其の四)『山口県文書館研究紀要』以下「紀要」と略記)第三・六～八号 一九七四・一九七九(八一年)。「毛利家文庫に対する一考察」(岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』所収 柏書房 一九八一年)。
- (5) 拙稿「明治～昭和戦前期、山口県厅における旧藩記録の保存と利用—毛利家文庫と県厅伝来旧藩記録—」(『山口県史研究』第九号 二〇〇一年)。同「萩藩における文書管理と記録作成」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』第二章 岩田書院 二〇〇八年)。
- (6) 大藤修・安藤正人氏『史料保存と文書館学』(吉川弘文館一九八六年)、安藤正人氏『記録史料と現代』(吉川弘文館一九九八年)、青山英幸氏『記録から記録史料へ アーカイバル・コントロール論序説』(岩田書院 二〇〇二年)等。
- (7) 前掲註4、広田氏「毛利家編纂事業史」(其の四)。
- (8) 『人物叢書 毛利重就』168～173頁(吉川弘文館 二〇〇三年)。
- (9) 拙稿「宝曆末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について—江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動—」(『紀要』第三四号 二〇〇七年)および「密局日乗」(毛利家文庫19日記18。以下区分名のみ記す)。
- (10) 文化十二年、密用万専属の張付師(文書の装丁を行う職人)の削減計画が持ち上がった際、密用方は、密用方の張付師は、
- 「御前御用物其外有限御密用、且又公儀被差出候御用物相調」の役目があり、削減されることは困ると藩上層に訴えている(「秘府定規統編」9諸省56)。この表現には密用方が作成する文書の内容がよく示されている。
- なお岸本覚氏は、密用方を「毛利家に關わるすべての由緒を總括する役職」と評価している(「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」『日本史研究』四六四号 一〇〇一年)。
- (11) 「二代実錄」編纂については『山口県史』史料編近世1の「解説」(河本福美氏執筆)参照。
- (12) 前掲註5、拙稿「萩藩における文書管理と記録作成」。
- (13) 前掲註9、拙稿。
- (14) 前掲註4、広田氏「毛利家編纂事業史」(其の一)。
- (15) 前掲註5、拙稿「明治～昭和戦前期、山口県厅における旧藩記録の保存と利用」。
- (16) 「秘府明細目次」(54目次6)の書き込み、および六巻に貼付されている綴(国郡誌編纂掛の借用書)による。
- (17) 前掲註15、拙稿。
- (18) 以上、家史編纂所の動向は前掲註4広田氏「毛利家編纂事
- (25) 前掲註4「長州藩編纂事業史」(其の一)、「毛利家文庫」(吉川弘文館「国史大事典」13 一九九一年)および前掲註「毛利家文庫に対する一考察」。

(26) 「公儀所日乘」(19日記4)。

(27) 秋山伸隆氏「毛利家文庫『遠用物』の中世文書について」
『文書館ニュース』第三二号 一九九八年)、および『山口
県史』史料編中世3の史料解題の「毛利家文庫所収文書」

「毛利家文庫遠用物所収文書」の項。

(28) 前掲註3、笠谷氏『近世武家文書の研究』。

(29) 当職所作成の幕府巡検使関係記録、朝鮮通信使関係記録、
藩主初入国時の記録なども御宝蔵で保存された(拙稿「萩藩
当職所における文書の保存と管理」)、『紀要』第三三号 一九
九六年)。

(30) 「秘府定期之内御留守中見合ニモ可相成分書抜其外等」
(9諸省132)。

(31) 整武隊訴訟事件については、広田暢久氏「整武隊訴訟事件」
『紀要』第四号 一九七五年) 参照。

(32) 前掲註27。

(33) 「大名家文書」に家臣の家文書が含まれる例があることに
ついては笠谷氏前掲註3第四章で指摘がある。

(34) 宇部市立図書館蔵。『福原家文書』上中下巻・別巻(渡辺

(35) 翁記念文化協会 一九八三(一九八八)として翻刻刊行。
東京大学史料編纂所蔵。

(36) 前掲註29、拙稿。